

株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令
第三号様式

【表紙】

【提出書類】(2) 変更報告書#1

【根拠条文】 法第27条の26第2項

【提出先】 関東財務局長
UBS証券会社 東京支店

【氏名又は名称】(3) 日本における代表者 マーク・ブランソン

【住所又は本店所在地】(3) 〒100-0004 東京都千代田区 大手町1丁目5番1号 大手町ファーストスクエア

【報告義務発生日】(4) 平成 18年8月31日

【提出日】 平成 18年9月12日

【提出者及び共同保有者の総数(名)】 2名

【提出形態】(5) 連名



第1【発行会社に関する事項】(6)

発行会社の名称	株式会社 幸楽苑
会社コード	7554
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	東京証券取引所
本店所在地	963-0725 福島県郡山市田村町上行台字北川田2-1

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者)ノ1】(7)

(1)【提出者の概要】(8)

①【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	UBS証券会社 東京支店
住所又は本店所在地	〒100-0004 東京都千代田区大手町1丁目5番1号 大手町ファーストスクエア
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	平成9年11月11日
代表者氏名	マーク・ブランソン
代表者役職	日本における代表者
事業内容	証券業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	UBS証券会社東京支店 コンプライアンス部 船崎みち
電話番号	03-5208-6037

(2)【保有目的】(9)

	国内の株式を自己勘定で保有している。
--	--------------------

(3)【上記提出者の保有株券等の内訳】(10)

①【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券(株)	4,700		
新株予約権証券(株)	A	—	F
新株予約権付社債券(株)	B(*注)	—	G
対象有価証券カバードワラント	C		H
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		I
対象有価証券償還社債	E		J
合計(株)	4,700	L	M
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	N		
保有株券等の数(総数) (K+L+M-N)			4,700
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J)	P		0

②【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成18年8月31日現在)	Q	16,268,441
上記提出者の 株券等保有割合(%) (O/(P+Q)×100)		0.03%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		0.06%

(4)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】(12)

ユービーエス・エージー(銀行)へ1,600貸し株

2【提出者(大量保有者)】(7)

(1)【提出者の概要】(8)

①【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	ユービーエス・エイ・ジー(銀行)
住所又は本店所在地	〒100-0004 東京都千代田区大手町1丁目5番1号 大手町ファーストスクエア
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	昭和53年2月28日
代表者氏名	枝廣 泰俊
代表者役職	日本における代表者, 東京支店長
事業内容	銀行業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	ユービーエス・エイ・ジー(銀行) コンプライアンス部 船崎みち
電話番号	03-5208-6037

(2)【保有目的】(9)

当行ロンドン支店における中期的なディーリング目的により保有している。

(3)【上記提出者の保有株券等の内訳】(10)

①【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券(株)	24,000		0
新株予約権証券(株)	A	-	F
新株予約権付社債券(株)	B(*注)	-	G
対象有価証券カバードワラント	C		H
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		I
対象有価証券償還社債	E		J
合計(株)	989,833	L	M
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	N		0
保有株券等の数(総数) (K+L+M-N)			989,833
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J)			965,833

(*注:従前の転換社債券)

②【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成18年8月31日現在)	S	16,268,441
上記提出者の 株券等保有割合(%) (O/(P+Q)×100)		5.74%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		4.95%

(4)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】(12)

UBS証券会社へ1,400貸し株

【提出者(大量保有者)】(7)

(1)【提出者の概要】(8)

①【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	UBS Securities LLC
住所又は本店所在地	2711 Centerville Road, Suite 400, Wilmington DE 19808 Delaware, USA
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	平成7年11月14日
代表者氏名	Robert B. Mills
代表者役職	Chief financial Officer
事業内容	証券業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	UBS証券会社東京支店 コンプライアンス部 船崎みち
電話番号	03-5208-6037

(2)【保有目的】(9)

	証券業を営む上でディーリング目的により保有している
--	---------------------------

(2)【上記提出者の保有株券等の内訳】(10)

①【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券(株)	0		
新株予約権証券(株)	A	—	F
新株予約権付社債券(株)	B	—	G
対象有価証券カバードワラント	C		H
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		I
対象有価証券償還社債	E		J
合計(株)	K	L	M
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	N		0
保有株券等の数(総数) (K+L+M-N)	O		0
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J)	P		0

②【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成18年8月31日現在)	Q	16,268,441
上記提出者の 株券等保有割合(%) (O/(P+Q)×100)		0.00%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		0.02%

(4)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】(12)

ユービーエス・エージー(銀行)へ1,600貸し株

第3【共同保有者に関する事項】

該当無し

第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

1【提出者及び共同保有者】(18)

1. UBS証券会社

2. ユービーエス・エイ・ジー(銀行)

2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】(19)

(1)【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券(株)	28,700		0
新株予約権証券(株)	A	—	F
新株予約権付社債券(株)	B(注)	—	G
対象有価証券カバードワラント	C		H
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		I
対象有価証券償還社債	E		J
合計(株)	K	L	M
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	N		0
保有株券等の数(総数) K+L+M-N	O		994,533
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J)	P		965,833

(*注:従前の転換社債券)

(2)【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成18年8月31日現在)	Q	16,268,441
上記提出者の 株券等保有割合(%) (O/(P+Q)×100)		5.77%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		5.02%

委任状

スイス連邦法に基づき設立され、本店をスイス連邦 8001 チューリッヒ、バーンホフシュトラッセ 45 に有し、日本国東京都千代田区大手町一丁目 5 番 1 号大手町ファーストスクエアにおいて営業しているユービーエス・エイ・ジー(銀行)東京支店(以下「当行」という。)は、下記の者を代理人と定め、本店及び全支店を含む当行を代表して当行の為に下記の行為を行う権限を委任する。

1. 本店および全支店を含む当行による日本の証券取引所に上場している株式の保有に関し、証券取引法第二章の三に基づき株式大量保有報告書およびその他の報告書(以下、「報告書」という。)を作成、捺印すること。
2. 報告書を関東財務局長に提出すること。
3. 本委任状の写しを報告書の補足書類として関東財務局長に提出すること。
4. 報告書の写しを発行会社および関連証券取引所に送付すること。
5. 上記1. ないし4. の行為に関し復代理人を選任すること。

UBS 証券会社 東京支店

マーク・ブランソン

大森進

ジョン・ウエスト

栗明純生

当社はここに、当該各代理人が本委任状に基づいて適法に行いまたは行わしめることを承認する。

本委任状の写しは正式書類として財務局への提出に使用される。

本委任状は、本委任状の日付より一年の後にその効力を失う。

ユービーエス・エイ・ジー(銀行)

日本における代表者

枝廣 泰俊



平成 18 年 2 月 1 日